

受付番号※	
受付年月日※	西暦 年 月 日
認定資格更新年月日※	西暦 年 月 日

※事務局記載欄

日本人類遺伝学会・日本遺伝カウンセリング学会

認定遺伝カウンセラー 研修記録簿

資格更新申請用

氏 名	
認定遺伝カウンセラー番号	第 号
現在の認定期間	西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日

【記載・提出における注意】

記載時および提出前に、以下の事項を必ず確認してください。

- ・指定された様式・形式に従って記入してください。
- ・様式 gc4-1 には、必ず押印してください。
- ・研修記録簿本体および本表紙の両方を提出してください。書類不足・不備の場合は受理できません。

目 次

1. 認定遺伝カウンセラー資格更新申請書 【様式 gc4-1】・・・・・・・・・・・・・p2
2. 更新料・日本認定遺伝カウンセラー協会年会費の払込受領証のコピー添付
【様式 gc4-2】・・・・・・・・・・・・・p3
3. 研修記録集計表 【様式 gc4-3】・・・・・・・・・・・・・p4
4. 所定の学会の学術集会への参加記録 【様式 gc4-3-1】・・・・・・・・・・・・・p5～p6
5. 所定のセミナー・研修会への参加記録 【様式 gc4-3-2】・・・・・・・・・・・・・p7～p8
6. 所定の学会での演題発表記録 【様式 gc4-3-3】・・・・・・・・・・・・・p9～p10
7. 所定の学会以外での演題発表記録 【様式 gc4-3-4】・・・・・・・・・・・・・p11～p12
8. 所定の学会・研修会での講演・講義の記録 【様式 gc4-3-5】・・・・・・・・・・・・・p13～p14
9. 論文の掲載記録 【様式 gc4-3-6】・・・・・・・・・・・・・p15～p16
10. 遺伝医療の実践・遺伝カウンセリング記録 【様式 gc4-3-7】・・・・・・・・・・・・・p17～p18
11. 認定遺伝カウンセラー資格更新申請書 提出遅滞理由書 【様式 gc4-4】・・・・・・・・・・・・・p19
12. 【必読】認定遺伝カウンセラー資格更新の手引き・・・・・・・・・・・・・p20～p21

【様式 gc4-1】

認定遺伝カウンセラー 資格更新申請書

西暦 年 月 日

認定遺伝カウンセラー制度委員会 委員長 殿

私は認定遺伝カウンセラー資格の更新を受けたく、ここに申請いたします。

更新申請にあたり、当該資格に関して認定遺伝カウンセラー制度規則 第3章第12条（認定遺伝カウンセラー資格の取り消し）、および認定遺伝カウンセラー制度規則細則 第12条（認定遺伝カウンセラー資格の喪失について）を承知していることを申し添えます。

認定遺伝カウンセラー番号	第 号	認定期限	西暦 年 月 日まで		
所属学会 (該当箇所に☑)	☐ 日本人類遺伝学会 (会員期間： 年度～ 年度) ☐ 日本遺伝カウンセリング学会 (会員期間： 年度～ 年度)				
認定遺伝カウンセラー協会	会員期間： 西暦 年度 ～ 西暦 年度				
申請者氏名		姓 (旧姓)	名		印 (捺印必須)
	ふりがな				
	漢 字	(旧姓)			
生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)		性別*,**		
連絡先 E-mail 携帯電話番号	E-mail : 携帯電話番号 :				
事務局からの郵送物 送付先 (該当箇所に☑)	☐ 勤務先を希望する ☐ 自宅を希望する				
勤務施設 (非常勤勤務も含む)	施設名／所属名／役職 書類提出時に勤務先 (非常勤勤務も含む) がない場合には「なし」と記載してください				
勤務施設住所 (非常勤勤務も含む)	〒 TEL: FAX:				
その他**	勤務施設 (非常勤施設) が複数ある場合は、すべて記載してください				
自宅住所	〒				

*「性別」欄の記載は任意です。未記載とすることも可能です。

**「性別」「その他」以外の項目は、もれなく記入してください。記載もれがありましたら、事務局から確認連絡、もしくは【様式 gc4-1】の再提出をお願いすることがあります。

【様式 gc4-2】

更新料払込受領証・日本認定遺伝カウンセラー協会年会費振込領収書添付欄

- 1) 認定遺伝カウンセラー資格 更新料：30,000 円
振込先： 郵便振替 口座番号 00140-1-266585
口座名義： 認定遺伝カウンセラー制度委員会

更新料振込証明書 貼付欄

更新料（30,000 円）の郵便振替
払込金受領証のコピーをこの欄
に貼付してください。

- 2) 日本認定遺伝カウンセラー協会の年会費：8,000 円×5 年分
西暦 年度 ～ 西暦 年度

日本認定遺伝カウンセラー協会年会費振込証明書 貼付欄

年会費払込受領証（8,000 円×5 年分）のコピーをこの欄に貼付してください。

受領証を紛失した場合は、日本認定遺伝カウンセラー協会の会員システムより当該年分の
納入状況を示す書類を提出してください。

(https://jacgc.jp/wp-content/uploads/2026/04/payment_certificate_2026.pdf
参照)

一般社団法人日本認定遺伝カウンセラー協会 会員業務係

E-mail: jacgc@pac.ne.jp

【様式 gc4-3】研修記録集計表

研修の分類ごとの合計単位と総計単位を算出して記入してください。各研修で該当する単位がない場合には「0 単位」と記載するか、枠内に／を入れてください（記入漏れかそうでないかを識別するため）。

研修の分類	研修の内容	必要貼付書類	回	単位数
学術集会への参加	所定の学会（別表 1 *1・A）の学術集会への参加 【様式 gc4-3-1】	・学術集会参加証*2	回	単位
研修会への参加	所定の学会／団体が主催しているセミナー・研修会（別表 1・B）、認定遺伝カウンセラー制度委員会が認定した研修会（別表 1・C）への参加 【様式 gc4-3-2】	・各研修会から発行された参加証／単位シール*2	回	単位
業績	所定の学会（別表 1・A）の学術集会での演題発表 【様式 gc4-3-3】		回	単位
	所定の学会（別表 1・A）以外での遺伝医学・遺伝カウンセリングに関連する演題発表 【様式 gc4-3-4】	・参加証*2 ・学会プログラム ・演題抄録	回	単位
	所定の学会（別表 1・A）あるいは所定の研修会（別表 1・B/C）における特別講演／教育講演の講師、シンポジスト、講義担当者 【様式 gc4-3-5】		回	単位
	論文掲載 【様式 gc4-3-6】		編	単位
遺伝医療の実践	遺伝医療の実践（遺伝カウンセリング記録） 【様式 gc4-3-7】		例	単位
総 計*3				単位

*1 【別表 1】は、随時更新されます。最新情報については、認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページを参照ください（<https://plaza.umin.ac.jp/~GC/ForCounsellor.html>）。

*2 参加証や単位認定証（シール）は、参加者氏名が記名欄に印字／記入されているものはコピー／縮小可能です。参加者の氏名が印字されていないものは原本を添付／貼付してください（コピー不可）。

*3 50 単位以上が必要です。申請書は、認定遺伝カウンセラー制度委員会で確認し、審議します。参加証の貼付／添付漏れで単位換算されないことがありますので、不備がないようご注意ください。

【様式 gc4-3-1】 所定の学会の学術集会への参加記録

所定の学会（別表 1・A）の学術集会への参加（単位数は別表 1 を参照）

・学術集会ごとに番号をふり、「学術集会名、開催地、開催年月日」を記載する ・会期が最新のものから古いものの順に並べること ・学術集会への参加証を貼付／添付すること （参加者氏名が印字・記入されていればコピー／縮小可、それ以外は原本を貼付）	単位数
小 計	

・ 学術集会ごとに番号をふり、「学術集会名、開催地、開催年月日」を記載する ・ 会期が最新のものから古いものの順に並べること ・ 学術集会への参加証を貼付／添付すること (参加者氏名が印字・記入されていればコピー／縮小可、それ以外は原本を貼付)	単位数
小 計	
【様式 gc4-3-1】 合計	

【様式 gc4-3-2】 所定のセミナー・研修会への参加記録

所定の学会（団体）が主催しているセミナー・研修会（別表 1・B）、認定遺伝カウンセラー制度委員会が認定した研修会（別表 1・C）への参加（単位数は研修会が発行した参加証等を参照）

・研修会ごとに番号をふり、「研修会名、開催地、開催年月日」を記載する ・開催が最新のものから古いものの順に並べること ・研修会から発行された参加証を貼付／添付すること (参加者氏名が印字・記入されていればコピー／縮小可、それ以外は原本を貼付／添付)	単位数
小 計	

・研修会ごとに番号をふり、「研修会名、開催地、開催年月日」を記載する ・開催が最新のものから古いものの順に並べること ・研修会から発行された参加証を貼付／添付すること (参加者氏名が印字・記入されていればコピー／縮小可、それ以外は原本を貼付／添付)	単位数
小 計	
【様式 gc4-3-2】 合計	

【様式 gc4-3-3】 所定の学会での演題発表記録

所定の学会（別表 1・A）の学術集会における臨床遺伝・遺伝カウンセリングに関連する演題発表
（口演・ポスター）（筆頭演者：5 単位、共同演者：1 単位）

・業績（演題）ごとに番号をふり、「発表者名（申請者に<u>下線</u>）、演題名、学会学術集会名、開催地、開催年月日」を記載する （全ての発表者の名前を学会プログラム／抄録に書かれている通りの順番で記載すること） ・発表が最新のものから古いものの順に並べること	単位数
小 計	

【様式 gc4-3-4】 所定の学会以外での演題発表記録

所定の学会（別表 1・A）以外の学会の学術集会における遺伝医学・遺伝カウンセリングに関連する演題発表（口演・ポスター）について「参加証」「学会プログラム」「演題抄録」3 点すべてを添付すること（コピー可）。その内容を認定遺伝カウンセラー制度委員会で確認し適切と判断された場合に認める。

（筆頭演者：5 単位、共同演者：1 単位）

・業績（演題）ごとに番号をふり、「発表者名（申請者に<u>下線</u>）、演題名、学会学術集会名、開催地、開催年月日」を記載する （全ての発表者の名前を学会プログラム／抄録に書かれている通りの順番で記載すること） ・発表が最新のものから古いものの順に並べること	単位数
小 計	

【様式 gc4-3-5】 所定の学会・研修会での講演・講義記録

所定の学会（別表 1・A）あるいは所定の研修会（別表 1・B および C）における特別講演／教育講演の講師、シンポジスト、講義担当者 （8 単位、申請者本人が講演・講義した場合に限る）

・業績（講演／講義）ごとに番号をふり、「講師(申請者)名、講演／講義タイトル、学会／研修集会名称、開催地・開催年月日」を記載する ・講演／講義が最新のものから古いものの順に並べること	単位数
小 計	

・業績（講演／講義）ごとに番号をふり、「講師(申請者)名、講演／講義タイトル、学会／研修集会名称、開催地・開催年月日」を記載する ・講演／講義が最新のものから古いものの順に並べること	単位数
小 計	
【様式 gc4-3-5】 合計	

【様式 gc4-3-6】論文の掲載記録

遺伝医学・遺伝カウンセリング関連の学術研究目的の論文掲載

掲載される雑誌は査読制度のある専門誌であること（遺伝医学に特化した専門誌でなくても可）

（筆頭者：10 単位、共著者：2 単位）

・業績（論文）ごとに番号をふり、著者名（申請者に<u>下線</u>）、論文タイトル、雑誌名、巻・頁、発表年を記載する （全ての著者の名前を掲載論文に書かれている通りの順番で記載すること） ・論文の発行が最新のものから古いものの順に並べること	単位数
小 計	

【様式 gc4-3-7】

遺伝医療の実践（遺伝カウンセリング記録）

- ・クライアント照合記号・番号は、申請者が自分で照合できる記号あるいは番号を独自につけること
- ・[遺伝カウンセリングの内容]は指定に従って枠内（1 ページ）に収まるように要点をまとめる
- ・複数事例を提示する場合には、この様式をコピーして使用する

[illegible]

遺伝カウンセリングの内容

下記の項目に従って記述すること：

(1) 来談目的、(2) 遺伝カウンセリングに至るまでの概略、(3) クライエントの情報、(4) 提供した情報(医師と認定遺伝カウンセラーの分担を明記)、(5) 認定遺伝カウンセラーとしてのアセスメント、 (6) クライエントの様子、(7) 今後の課題、(8) その他

【様式 gc4-4】

認定遺伝カウンセラー資格更新申請書提出遅滞理由書

認定遺伝カウンセラー制度委員会 御中

私は、以下の理由により、認定遺伝カウンセラーの更新申請書を期日までに提出しませんでした。更新申請書を提出するまでの期間中も認定遺伝カウンセラー資格の更新を得るための研修を行っていましたが、更新申請書の書類を受理していただきますようお願いいたします。

※該当する□にレ印を記入してください。

☐ 更新申請書を提出することが必要であるとは認識していなかったため

☐ その他の理由のため

具体的に：

認定遺伝カウンセラー登録番号： 第 号

認定期間 ： 西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日

(ふりがな)

氏 名：

上記事項について相違ありません。

西暦 年 月 日

認定遺伝カウンセラー 自署 _____ ⑩

【必読】認定遺伝カウンセラー資格更新の手引き

1. 認定遺伝カウンセラー資格の更新

認定遺伝カウンセラー資格の更新は5年毎に行います。以下の要件を満たした場合に、更新することができます。その要件は下記のとおりです。

- 1) 前認定期間において、継続して日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の会員であること
- 2) 前認定期間において、継続して日本認定遺伝カウンセラー協会の会員であること
- 3) 前認定期間内に別表1に記載する単位のうち50単位以上を取得すること

2. 資格更新のための提出書類

認定遺伝カウンセラー資格更新申請に必要な書類はすべて「認定遺伝カウンセラー制度委員会ホームページ」(<http://plaza.umin.ac.jp/~GC/index.html>)より 最新版の様式をダウンロードして使用してください。書類作成においては、次の点にご注意ください；

- ・研修記録簿はPC等で入力し、必要な書類のコピー等を貼付あるいは添付し、冊子体に体裁を整えて原本を提出してください。可能な限り両面印刷をお願いします。
- ・提出された原本は返却しません。提出前にご自身でコピー等の保管をお願いします。
- ・各様式に明記されている記載方法や注意事項をよく読み、参加証等の貼付／添付が指定されている場合には忘れないように注意してください。参加証や必要な書類が不足している場合には、単位が換算されないことがあります。
- ・所定の学会の学術集会や所定のセミナー・研修会への参加等で更新に必要な単位数（50単位／認定期間）に足りない場合には、遺伝医療の実践（遺伝カウンセリング記録の提出）で補うことができます。所定の書式【様式gc4-3-7】を使用し、1事例あたり2枚内（家系図・遺伝カウンセリングの内容含む）に要点をまとめて提出してください。その内容を認定遺伝カウンセラー制度委員会で確認し、不備・不足がない場合に1事例あたり2単位を認めます（上限5事例・10単位）。

3. 資格更新のための研修会と単位

資格更新のための研修と単位数一覧は別表1を確認してください。別表1は随時更新されます。最新の情報については認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページをご確認ください。

4. 資格更新書類の提出先と受付期間

研修記録簿の提出先は、認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局です。「資格更新申請、研修記録簿在中」と朱記の上で簡易書留や宅配便等の追跡・受け取りの確認可能な方法にてお送りください。更新申請の受付は、毎年11月1日から翌年1月31日まで（消印有効）です。その他の期間に提出されても受付できません。

＜研修記録簿の提出先＞

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル
株式会社 毎日学術フォーラム 内
認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局 行

日本人類遺伝学会や日本遺伝カウンセリング学会の各学会事務局へは送付しないようご注意ください。

5. 資格更新審査

資格更新の申請書は、認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審査されます。資格更新が認められましたら、次の認定期間を記した新たな認定証が発行されます。

6. 資格更新の申請遅滞理由書

資格更新のための申請（書類送付）が受付期間を過ぎても提出できなかった場合には、「更新申請遅滞理由書」【様式 gc4-4】を添付して、申請書類を提出してください。認定遺伝カウンセラー制度委員会がその遅滞理由を認めた場合には、申請書類を受け付け、更新の審議を行います。

7. 資格更新手数料

認定更新のための手数料は 30,000 円です。申請の際に郵便振替にて払込みを行い、その受領証のコピーを【様式 gc4-2】の指定の場所に添付してください。

振込先：郵便振替 口座番号 00140-1-266585

口座名義：認定遺伝カウンセラー制度委員会

8. 資格更新の延長

認定期間中に、海外留学、病気療養、その他の特殊な事情のため認定遺伝カウンセラー資格更新のための活動ができなかった場合は、資格更新の延長を願い出すことができます。資格更新の延長は、認定遺伝カウンセラー制度委員会ホームページ「各種手続き書類」の【様式 gc5-b】で認定遺伝カウンセラー制度委員会に申請してください。申請書に記載された内容を認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審議し、その理由が許容できる場合に更新の延長が認められます。

詳細は、認定遺伝カウンセラー制度規則細則 第 11 条（認定遺伝カウンセラー資格更新の延長について）を必ず確認してください。

9. 認定遺伝カウンセラーの資格取り消し、および認定遺伝カウンセラー資格の喪失

申請にあたり、認定遺伝カウンセラー制度規則、および同細則の関連条文（以下に転載）をよく読んで、資格更新の手続きを行ってください。

認定遺伝カウンセラー制度規則 （認定遺伝カウンセラー資格の取り消し）第 3 章第 12 条

委員会は、認定遺伝カウンセラーとして認定された者が次の各号の一に該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 裁判所において失踪宣告を受けたとき。
- (2) 第 8 条各号に定める書類の記載事項に事実と重大な相違があり、認定遺伝カウンセラーとして欠格と認められるとき。
- (3) 日本遺伝カウンセリング学会、日本人類遺伝学会いずれの会員でもなくなったとき。
- (4) 認定遺伝カウンセラーとして信用失墜行為のあったとき。

認定遺伝カウンセラー制度規則細則 （認定遺伝カウンセラー資格の喪失について）第 12 条

以下の場合には、認定遺伝カウンセラー資格を喪失する。その後に認定遺伝カウンセラー資格を得たい場合には、再度、認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格することによって資格を得ることができる。

- (1) 日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会退会による資格喪失(制度規則第 12 条(3))
- (2) 認定期間終了後も上記の更新手続きが行われなかった場合